

こんな商法にご注意！

# 点検商法

点検すると訪問し、「こんな水を飲むと体に悪い」  
「ふとんにダニがいる」などと不安をあおり  
商品やサービスを契約させる商法です。



点検商法は訪問販売の一種で、契約書面を受け取った日を含む8日間は、クーリング・オフ（消費者が無条件で契約を解除できる制度）できます。点検商法でトラブルが多いのは、浄水器やふとんの販売、屋根や床下の工事、シロアリ駆除サービスなどです。

**「無料」「近所で工事をしている」「○○のほうから来た」**など  
といって、家に上がり込もうとしますが、**契約を急がせる業者は要注意です。すぐに契約をせず、情報を収集し、家族や友人に相談するなどして必要かどうかをよく考えましょう。**